

令和8年5月吉日

組合員各位

埼玉県越谷市蒲生西町 2-17-2

建設埼玉東部地区本部

TEL 048-988-7335

FAX 048-987-7574

東部地区本部規約改正のお知らせ

日頃より組合活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび2026年5月17日に開催された東部地区本部定期大会において、本地区本部規約の一部が以下のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

【改正の趣旨】

今回の改正は、組合員の資格に関する基準を明確にし、組合費等の滞納や支払不能となった場合の対応を整理することで、組織の健全な運営を図るものです。

あわせて、滞納による脱退後の再加入について一定の制限を設け、長期滞納の防止を図るものです。

組合員の皆様におかれましては、本改正の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

改正内容につきましては、別紙をご参照ください。

ご不明な点等がございましたら、組合事務所までお問い合わせください。

今後とも、円滑な組合運営へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【東部地区本部規約 改正内容】

(1) 章の新設

第5章を「組合員資格及び資格喪失」とし、組合員の資格に関する規定を新設する。

(2) 条文の新設及び移設

(新設) 第5章 組合員資格及び資格喪失

第16条

本組合の組合員は、当組合の目的に賛同し、執行委員会で加入を承認された者とする。ただし次の各号のいずれかに該当する者は加入することができない。

- 一、過去に建設埼玉を滞納により脱退した者で、当該脱退の日から5年を経過していない者
- 二、執行委員会が組合員として適正でないと判断をした者

第17条

組合員は、次のいずれかに該当するときはその資格を喪失し、組合に関する一切の権利を失う。

- ①脱退の申出をし、組合が受理したとき
- ②死亡したとき
- ③組合費等納めるべき金銭を3か月滞納し、催告を受けたにもかかわらず期日までに納付しないとき
- ④裁判所において破産手続開始の決定を受け、組合加入継続が困難であると執行委員会が認めるとき
- ⑤第18条により除名されたとき

(2) 前項の④⑤に該当した場合、組合は当該組合員に対し、その理由を明らかにした書面をもってその旨を通知するものとする。

第 18 条

組合員が次の各号のいずれかに該当したときは、執行委員会の議決により除名することができる。この場合には、当該組合員に対しその旨を通知し、執行委員会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一、組合に著しい損害を与えたとき
- 二、組合の名誉を著しく棄損したとき
- 三、組合員として不適當と認められたとき

第 19 条 第 17 条に定める資格喪失日は以下の通りとする。

- ①による場合 受理された日の属する月の末日
- ②による場合 死亡日
- ③による場合 支払期日の属する月の末日
- ④による場合 執行委員会が認めた日の属する月の末日
- ⑤による場合 執行委員会が議決した日の属する月の末日

第 20 条

組合員が資格を喪失した場合であっても、組合在籍期間中に発生した組合費その他当組合に対する債務については、その支払い義務は消滅しないものとする。

(3) 章及び条の繰り下げ

上記改正に伴い、現行第 5 章（会計）及び第 6 章（雑則）については、それぞれ第 6 章及び第 7 章に繰り下げるものとする。

【施行日】

本改正は、2026 年 5 月 17 日付で施行されました。